

## 港区健康づくり推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 大阪市健康増進計画「すこやか大阪21(第3次)」のもと、区民とともに、港区の実情に即して健康づくりを積極的に推進し、区民の健康向上を図ることを目的として、港区健康づくり推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項に関して検討を行う。

- (1) 健康づくりの効果的な支援・推進と啓発に関すること
- (2) 健康づくり活動に取組む人材の育成、支援に関すること
- (3) その他、健康づくりに関して検討を要する事項

### (組織)

第3条 推進会議は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる団体から選出された者により構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、就任の日から同年度の末日までとする。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

### (座長等)

第5条 推進会議に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は推進会議を統括し、推進会議を代表する。

3 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

### (関係者の出席)

第7条 座長が必要と認めたときは、推進会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (事務局)

第8条 推進会議の事務局は、港区役所保健福祉課に置く。

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年7月19日から施行する。

#### 附 則

この改正要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この改正要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この改正要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別 表

- ・ (一社) 大阪市港区医師会
- ・ (一社) 港区歯科医師会
- ・ (一社) 大阪市港区薬剤師会
- ・ (社福) 大阪市港区社会福祉協議会
- ・ 港区食生活改善推進員協議会 (桜栄会)
- ・ 港区健康づくり推進協議会 (のぞみ会)
- ・ すみれ会
- ・ 大阪食品衛生協会港支部栄養士部会
- ・ 港区公衆衛生協会
- ・ 港区役所・港区保健福祉センター